

(別表) (四)

コード	資格区分
001	法第7条第2号イ該当
002	法第7条第2号ロ該当
003	法第15条第2号ハ該当 (同号イと同等以上)
004	法第15条第2号ハ該当 (同号ロと同等以上)

建設業法	111	一級建設機械施工技士
	212	二級 " (第1種～第6種)
	113	一級土木施工管理技士
	214	二級 " (土木)
	215	" (鋼構造物塗装)
	216	" (薬液注入)
	120	一級建築施工管理技士
	221	二級 " (建築)
	222	" (躯体)
	223	" (仕上げ)
	127	一級電気工事施工管理技士
	228	二級 "
	129	一級管工事施工管理技士
	230	二級 "
133	一級造園施工管理技士	
234	二級 "	

建築士法	137	一級建築士
	238	二級 "
	239	木造 "

技術士法	141	建設・総合技術監理 (建設)
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造物及びコンクリート」)
	143	農業「農業土木」・総合技術監理 (農業「農業土木」)
	144	電気電子・総合技術監理 (電気電子)
	145	機械・総合技術監理 (機械)
	146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理 (機械「流体力学」又は「熱工学」)
	147	上下水道・総合技術監理 (上下水道)
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理 (上下水道「上水道及び工業用水道」)
	149	水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)
	150	森林「林業」・総合技術監理 (森林「林業」)
	151	森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)
	152	衛生工学・総合技術監理 (衛生工学)
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理 (衛生工学「水質管理」)
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理 (衛生工学「廃棄物管理」)

電気工事士法	155	第一種電気工事士
	256	第二種 " 3年
電気事業法	258	電気主任技術者 (第1種～第3種) 5年

電気通信事業法	259	電気通信主任技術者 5年
---------	-----	--------------

水道法	265	給水装置工事主任技術者 1年
-----	-----	----------------

消防法	168	甲種消防設備士
	169	乙種 "

	171	建築大工 (1級)
	271	" (2級) 3年
	172	左官 (1級)
	272	" (2級) 3年
	173	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工 (1級)
	273	" " " " (2級) 3年
	166	ウェルポイント施工 (1級)
	266	" (2級) 3年
	174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管 (1級)
	274	" " (2級) 3年
	175	給排水衛生設備配管 (1級)

職 業 能 力 開
発 促 進 法

275	〃	(2級)	3年
176	配管・配管工 (1級)		
276	〃	(2級)	3年
177	タイル張り・タイル張り工 (1級)		
277	〃	(2級)	3年
178	築炉・築炉工 (1級)・れんが積み		
278	〃	(2級)	3年
179	ブロック建築・ブロック建築工 (1級)・コンクリート積みブロック施工		
279	〃	(2級)	3年
180	石工・石材施工・石積み (1級)		
280	〃	(2級)	3年
181	鉄工・製罐 (1級)		
281	〃	(2級)	3年
182	鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級)		
282	〃	(2級)	3年
183	工場板金 (1級)		
283	〃	(2級)	3年
184	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」 (1級)		
284	〃	(2級)	3年
185	板金・板金工・打出し板金 (1級)		
285	〃	(2級)	3年
186	かわらぶき・スレート施工 (1級)		
286	〃	(2級)	3年
187	ガラス施工 (1級)		
287	〃	(2級)	3年
188	塗装・木工塗装・木工塗装工 (1級)		
288	〃	(2級)	3年
189	建築塗装・建築塗装工 (1級)		
289	〃	(2級)	3年
190	金属塗装・金属塗装工 (1級)		
290	〃	(2級)	3年
191	噴霧塗装 (1級)		
291	〃	(2級)	3年
167	路面標示施工		
192	畳製作・畳工 (1級)		
292	〃	(2級)	3年
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 (1級)		
293	〃	(2級)	3年
194	熱絶縁施工 (1級)		
294	〃	(2級)	3年
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工 (1級)		
295	〃	(2級)	3年
196	造園 (1級)		
296	〃	(2級)	3年
197	防水施工 (1級)		
297	〃	(2級)	3年
198	さく井 (1級)		
298	〃	(2級)	3年

061	地すべり防止工事	1年
062	建築設備士	1年
063	計装	1年
064	基幹技能者	
099	その他	

備考

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

(別表) (五)

コード	資 格 区 分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 //
303	大工工事業 //
304	左官工事業 //
305	とび・土工工事業 //
306	石工事業 //
307	屋根工事業 //
308	電気工事業 //
309	管工事業 //
310	タイル・れんが・ブロック工事業 //
311	鋼構造物工事業 //
312	鉄筋工事業 //
313	ほ装工事業 //
314	しゅんせつ工事業 //
315	板金工事業 //
316	ガラス工事業 //
317	塗装工事業 //
318	防水工事業 //
319	内装仕上工事業 //
320	機械器具設置工事業 //
321	熱絶縁工事業 //
322	電気通信工事業 //
323	造園工事業 //
324	さく井工事業 //
325	建具工事業 //
326	水道施設工事業 //
327	消防施設工事業 //
328	清掃施設工事業 //
401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 //
403	大工工事業 //
404	左官工事業 //
405	とび・土工工事業 //
406	石工事業 //
407	屋根工事業 //
408	電気工事業 //
409	管工事業 //
410	タイル・れんが・ブロック工事業 //
411	鋼構造物工事業 //
412	鉄筋工事業 //
413	ほ装工事業 //
414	しゅんせつ工事業 //
415	板金工事業 //
416	ガラス工事業 //
417	塗装工事業 //
418	防水工事業 //
419	内装仕上工事業 //
420	機械器具設置工事業 //
421	熱絶縁工事業 //
422	電気通信工事業 //
423	造園工事業 //
424	さく井工事業 //
425	建具工事業 //
426	水道施設工事業 //
427	消防施設工事業 //
428	清掃施設工事業 //
501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業 //
503	大工工事業 //
504	左官工事業 //
505	とび・土工工事業 //
506	石工事業 //

507	屋根工事業	〃
508	電気工事業	〃
509	管工事業	〃
510	タイル・れんが・ブロック工事業	〃
511	鋼構造物工事業	〃
512	鉄筋工事業	〃
513	ほ装工事業	〃
514	しゅんせつ工事業	〃
515	板金工事業	〃
516	ガラス工事業	〃
517	塗装工事業	〃
518	防水工事業	〃
519	内装仕上工事業	〃
520	機械器具設置工事業	〃
521	熱絶縁工事業	〃
522	電気通信工事業	〃
523	造園工事業	〃
524	さく井工事業	〃
525	建具工事業	〃
526	水道施設工事業	〃
527	消防施設工事業	〃
528	清掃施設工事業	〃
601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	

備考

1 級技術者…法第15条第2号イに該当する者

2 級技術者…法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによつて直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて1 級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者

その他の技術者…法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1 級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2 級技術者以外の者

登録基幹技能者講習を修了した者…第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を終了した者で1 級技術者以外の者